

京都市上下水道局告示第7号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第2号の規定に基づき商号の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成20年5月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都市右京区嵯峨野千代ノ道町61番地

株式会社愛須工業所

代表者取締役 愛須 基宏

2 変更事項（商号の変更）

有限会社愛須工業所から株式会社愛須工業所に変更

（上下水道局下水道部管理課）